

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（概要）

背景

- クロスボウが使用された凶悪事件の発生
 - ・ 令和2年6月、兵庫県宝塚市における4人殺傷事件。7、8月と殺人未遂事件が相次ぎ発生
 - ・ 過去10年間余で、クロスボウが使用された刑法犯検挙件数の半数以上（13/23件）が故意に人の生命・身体を害する罪（殺人、殺人未遂等）
- 拳銃や空気銃（銃刀法で規制）に匹敵する威力
 - ・ 警察庁科学警察研究所における実験により確認



クロスボウの一例



科学警察研究所における実験
(合成樹脂製ヘルメットに対する射撃実験)

改正の概要

1 所持の禁止と所持許可制の導入

- 人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウを**所持禁止**の対象とする
- 一定の**用途**（標的射撃、動物麻酔等）に供するため規制対象のクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウごとに、**都道府県公安委員会の許可**を受けなければならない

2 使用、保管等に関する規制

- 使用 標的射撃は**危害予防上必要な措置が執られている場所**に限る
- 保管 **適切な設備及び方法**により保管する義務
- 譲渡し（販売等） 譲渡し時に**所持許可証を確認**する義務
販売事業者は都道府県公安委員会に届出

3 その他

- 不法所持に対する罰則、法令違反時の行政処分
- 施行日は、公布の日から9月を超えない日（政令で定める）
- 施行前から所持する者は、**一定期間内に許可申請、廃棄等**